

<b>議 案 名</b>	<b>富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	第2条別表74項から83項に関して、題名の変更に伴い、文言を改正するものです。
<b>施 行 日</b>	令和6年4月1日

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係） 1～73（略）		別表（第2条関係） 1～73（略）	
74	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び83の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以</p>	1件につき 11,000円	1件につき 11,000円
		1件につき 19,000円	1件につき 19,000円
		1件につき 267,000円	1件につき 267,000円
		1件につき 334,000円	1件につき 334,000円
74	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び83の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以</p>	1件につき 11,000円	1件につき 11,000円
		1件につき 19,000円	1件につき 19,000円
		1件につき 267,000円	1件につき 267,000円
		1件につき 334,000円	1件につき 334,000円

	<p>上のもの</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>		<p>上のもの</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>
75	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u></p>	<p>74の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>	75	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u></p>	<p>74の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
76	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</u></p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、77の項ア（イ）、81の項イ及び82の項ア（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p>	76	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</u></p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、77の項ア（イ）、81の項イ及び82の項ア（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p>

	<p>上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 19,000円</p>		<p>上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 19,000円</p>
77	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項及び78の項に規定する審査を除く。）</u></p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p>	77	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項及び78の項に規定する審査を除く。）</u></p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p>

	<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 22,000円</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 66,000円</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 334,000円</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>		<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 22,000円</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 66,000円</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 334,000円</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>	
78	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	次に掲げる額		78	建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	次に掲げる額

	<p>審査（同法第35条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>76の項又は77の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>76の項又は77の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>		<p>審査（同法第35条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>76の項又は77の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>76の項又は77の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>
79	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（80の項に規定する審査を除く。）</u></p>	<p>76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額）</p>	79	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（80の項に規定する審査を除く。）</u></p>	<p>76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額）</p>
80	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法</u></p>	<p>次に掲げる額</p>	80	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法</u></p>	<p>次に掲げる額</p>

	<p>第35条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額)に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額)に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>		<p>第35条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額)に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額)に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>
81	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	次に掲げる額を合算した額	81	建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する	次に掲げる額を合算した額

	<p><u>法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u> (同法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 19,000円</p>		<p><u>法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u> (同法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 19,000円</p>		
82	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u> (81の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 44,000円</p>	次に掲げる額を合算した額	82	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u> (81の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 40,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 44,000円</p>	次に掲げる額を合算した額



<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 135,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 38,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 66,000円</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 334,000円</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</p>		<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 80,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 135,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 22,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 38,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 66,000円</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 334,000円</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</p>	
--	--	--	--

	<p>省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>		<p>省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>
83	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく軽微な変更<sup>イ</sup>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項</u>に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 5,500円</p> <p>1件につき 9,500円</p> <p>1件につき 133,500円</p>	83	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> に関する<u>法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく軽微な変更<sup>イ</sup>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> に関する<u>法律第34条第3項</u>に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 5,500円</p> <p>1件につき 9,500円</p> <p>1件につき 133,500円</p>

	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 167,000円   1件につき 51,000円  1件につき 65,000円	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 167,000円   1件につき 51,000円  1件につき 65,000円
--	---	--	---	--

84～87 (略)

84～87 (略)